

# 法 哲 学 縱 要 (十二)

ルドルフ・シュタムラー著  
森三十郎訳

## 第五章 歴史的進歩

### I、歴史

#### §175 歴史的研究の方法

人間の社会生活は、その質料に依れば、絶えざる変化を蒙つて來た。その際それは常に一定の法の論理的條件の下に在るのであって、其の変化・交替する形成と変遷する内容を示している。従つて歴史的変化の普遍妥當的な教理如何の課題が生ずる。今やこの課題は、それ自体、批判的考察の独自の対象を成す。

それ故に此の前述の歴史的変化の対象の統一的な観察が依つて以て可能な條件付けの方法が明らかにされねばならない。

\* 福岡大学法学部名誉教授

歴史家が彼の探究に當つて仕える此の一般的な方法は、二通りの方向において表明される。先ず第一に、不斷に流れ行く社会的な出來事の内容豊かな素材を、其の特殊性において方法的に秩序付け支配することが行われる。それから方法的に厳密に決定された歴史の個々のものの全部が如何にして接合され統一されるに至るかが問われる。

### 歴史的な個々の探求の科学的方法は三面的特性によつて決定される、即ち、

#### 1. 社会的な歴史の目的論的特性

それは前に繰り返された通り、法の論理的條件の下に在る。(§30) 法の歴史のそれぞれの出來事は、その内容に依れば、必然的に一つの意欲であつて、その意欲は先行の諸要求にとつては一つの目標であり、それが仕えるべきより一層の目的にとつては手段である。

今や法的な意欲の條件付ける思想を伴う人間の意欲が、知覺し得られる現実性で現われるや否や、その質料的基礎に就いても亦原因と作用の秩序付け如何が問われ得る。然しそういうことは社会史的な結果の確定に際してはせいぜい一定の人間の行爲に就ての心理的な根據を議論し得るものである(§28)、即ち、そういうことは歴史的探究においては、まさしく人の知るところではないだろう。

従つて社会史は、目的と手段の歴史であるにとどまる。それは人間の努力の結果であるということになる。

#### 2. 社会史の分析的特性

單に歴史が存在するのではなくて、何らかのものに就ての歴史が存在するのである。蓋し、歴史的な論議は事物の生成に関するものであり、その事物それ自体がその場合の前提となつてゐる。附加物のない歴史に就て語るとすれば、きまつて社会的な歴史が考へられてゐる、法的に決定された社会的存在の花崗岩的基礎の上で初めて、正しい認識と意欲に向つての努力としてのあらゆる人間の文化が可能である。(§93 Nr. 4)

法の歴史の対象は、制定法の特殊性である。それに対して法律的思考と判断の普遍妥當的な形式は、常にそして不可變的にそれ

らの通用價値において考えられてはいるのであって、それらの固有の意味によれば歴史的変遷に服さない。

然しあらゆる個々の特殊性は、それらの歴史的生成において、ある組織的に確立しているものに縫合されているのであって、其の歴史的な運命を追うことになるだろう。(§22)

従つてあらゆる歴史的観察は、時間において後方へ向つての組織的観察の解体である。組織的観察は歴史的研究の分析的作用に対する論理的前提であつて、(組織的観察) それ自身はそれを通じて補完され恐らくは初めて正しく明白に照射される。

### 3. 社会的な歴史の経験的特性

すべて歴史的観察は、不可避的に比較において成り立つ。それにとって問題となるのは歴史的関聯であつて、それに一定の努力とそれに続く事件が組み込まれる。かくておのずから生ずることは、まさに問題となつてゐる種々の個々の観察が相互的関係に置かれるということである。

個々のものを確定し或は類型を記述することが歴史家の課題であるかどうかという屢々行われて來た論争は、ここでは根本的な意義を有する争いではない。散在する出来事の間のそして大量現象の間の限界付けは余計なことである。完全に孤立した人及び事件の登場が実際、何ら問題にならないのは當然のことである。他面において單に量的に関心のある観察は問題になり得ないのであつて、とりわけ性質上重要な事件、とりわけ一定の強力な人物の出現が、何故に社会的な目的設定の歴史から除外されねばならないのか、それは理解されない。

それに対して歴史的研究の方法にとつては、如何なる思想的道程において典拠に従つた過去の研究が一般に行われるのか、といふ問題が決定的である。典拠を検討する歴史家が本来行つてゐることは何か? 即ち、彼は此の個々の典據からそれ以上の前提なしに進んで、以前には未だ全く存在しなかつた或る全体像へ歩を運ぶか、或はかような像から出発してそれを典據に則した証明を手中にして検討する。然し第二の選択肢が歴史的研究者の方針的手段を適切に特徴づけていることは何等疑いない。

その際再び問題になるのは、彼によつて初めて果された促進ではなくて、彼が—恐らくは無意識的に—実際に企て遂行している

ことの批判的解明である。彼は或る時代の全状態のおよその像より外の状態には全く在り得ない。それは單に一般的な伝承を取り出すことである。それからそれは原初的記録及びその他の典據を手元に置いて検討される。実際、過去の個々の著述家も亦あの當時の全体の營みの中に共に身を置くことなしには、實際、その本來の意味に従つて正しく理解することは、全然できなかつた。そして結局のところ自然科学的研究が全く実験を手元に置いて行われるけれどもこれが漠然とした検査に陥つてはならないようには、結局、歴史的研究の場合においても亦、先づそれが確証され基礎付けられるかどうかを精巧な熟慮において見るための計画が必要である。

### §176 師匠としての歴史

歴史的探求の價値と意義は、それがある究極目的、それ自体を述べるということでは、表現され得ない。蓋し、究極目的の思想は、一それが別の仕方で鋭くそして明確に採り上げられる場合には一概ね唯の「一度だけ現われ得る」が故である。すべての特別な仕事、それは社会史の取扱いでもあるが、それは根本的に秩序付けられた思想圈の統一の中に入れるべきではない。

他面において過去の時代に從事することは、唯單に高貴な贅擇<sup>せいたく</sup>と見なされるべき何等の理由も無い。寧ろある後々の状態の特殊性を、それがその挿入がない場合に可能であった場合よりもより良く我々に理解せしめる助けをするという意義がある。それは二重の点において示されている、即ち、一つには、歴史的觀察は後々の法的制度と社会状態の意味を確實に把握し得ることに役立つ得る。

それから疑わしい場合においては、以前の出来事の經驗から良い忠告と合目的な道標<sup>みちしるべ</sup>を与えるの役立つ筈である。

1. 以前の研究は、欲求、従つて法的意欲、そしてそれと共にあらゆる社會状態の素材的に條件付けられた欲求の内容が、その成立において、それ以前の歴史に在つた根據に歸するということを教えた。それ故に、一定の法秩序の條件付けられた内容は、その歴史的由來の觀察を通じてまさしくその特殊性において適切に認識され描寫され得るということは疑いない。(§§111)

勿論以前に實際に欲せられたことの正確な認識のみが常にこれをもたらすことができる。然しこの出來事が當時原則的に正當付けられたかどうか、或は尚それが変化した隨伴事態にあってもなお、原則的に正當化されるかどうか、それは歴史的研究によつては決して決定され得ない。

2. 歴史的経験から現在及び將來にとつて良い教理を取り出すことはしばく行われて來た。勿論全く同じ状態と問題が再び個々の人にとってもある民族にとつても繰り返されるある類似性がいつも問題となり得る。この場合には確かに歴史的知識が間接的な方法において役立ち得る。長い経験を通じて、實際心理学の能力が個々の人にとって大衆の行動にとつても鍛えられる。而も心理学的作用は、實際の出來事の慎重な觀察と精巧な利用の上で指示される。

熟練した経験とそれによつて證明された判断のみが、絶えず新たに提出された課題において効果的な指導を叶える。

けれどもこの場合においても亦、繰り返されることは、技術的に限られた意味の出來事のみを處理せねばならないということである。それに対してこれやあれやの成果が原則的に正當付けられるかどうか、そして單なる主觀的に妥當する欲求を表わしていいいかどうかを知ろうとすれば、今や模範として役に立つ以前に一度達し得た長所は、普遍妥當的な尺度によつて検討されねばならない。

### §177 歴史の統一

歴史的探求の特性を通じて新たな批判的考察のある問題が生ずる。不可視的で纏つていらない大量の社會現象を統一的に把握することは、如何なる條件の下で可能であるか？如何にして我々は歴史の統一を一つの本質的な標識で以て記述し決定し得るか？

この問題においては、歴史は「一つの全体」として採り上げられる。歴史的出來事の個々のものばかりを蒐集することでは十分ではない。それらを一つの統一的な根本思想に統合することである。それなくしてはあらゆる歴史的觀察は、渾沌、無秩序な事件の批判にとどまる。

それを免かれんが爲に、しばへ歴史法則及びその可能性の如何が問われてきた。然し合則的であると主張するあらゆる個々の観察が一般的な歴史の合則性の思想を前提としていることは明らかである。歴史の合則性と稱し得る此の無條件に統一的な觀察方法の可能性と意味を正確に確定し表明すべき課題が残つてゐる。

この道への最初の進歩は、偉大な時期を一つの一致した特徴付けで際立たせる試みに表明されている。比較的長い時期がその特性において世界史における他の時期に対し描寫される。然しかよくな歴史的素材の特徴付けは、常に相対的な限界においてのみ生じ得るに過ぎない。それを以てしては、考へ得られるあらゆる歴史的事件に就ての一つの無條件に通用する概念の絶対的な思想には、決して到達しない。その場合には常に特別な事件の條件性に膠着しているのであって、比較的に一般的な觀点の下でのみこれを引き出しており、それ自体が再び條件付けられそして限界付けられているしそれにとどまらねばならない。

かような必要に迫られての世界史の表面的法則も亦、心理学的觀察に支えられた或る合則性以上のものを何ら呈示していない。それらは限られた意義の賢明な規律としてどうにか當嵌るかもしれないあらゆるそのような觀察と欠陥のある正確<sup>きわだ</sup> mängelnde Exaktheit を共にしてゐるのであつて、それはこゝで提起された一つの無條件に統一的な人間の歴史の把握という課題それ自身を解決することはできない。

この課題を追つて行けば、人間の歴史がその意欲の時間的結果を意味する基礎として確保される。従つて歴史的に登場し得よう人間の努力の凡そ考へ得られるすべての内容を、如何にして一つの全体として捉え、そして統一的な方法が徹底的な調和の思想の下で秩序付け得られるかが、検討せらるべきである。それは歴史的存在の基本的なあり方が何等かの自然に経過する過程に求められる限りにおいては、そういう結果を生じ得ない。この方法はせいぜい個々の行爲の場合に一度投入され得る (§175 Nr. 1)、歴史の統一的な全体は、ある影響力の強い原因によるある特別な作用として設定された一つの物体的状態と同様に採り上げられることを得ない。寧ろ諸目的の時間的系列の考察においては、この系列全体の合法則性として唯それへの目的内容への方向付け、それに特有な根本思想だけが溢出し得るのである。従つて歴史の合法則性は、自由に意欲する人間の一つの共同体 (einer Gemein-

schaft wollender Menschen) の理想的な思想へ向つてのあらゆる努力の一様な方向付けに在る。この原則的な方向線の点においては、あらゆる社会的な出来事は、絶対的な無條件に一様な方法でその他のすべてのものと共に判断され得る。かような方法で考え及ぶすべての事件は、一つの最高の統一において結合される——それはすべてに對して妥當性を有するのであって、すべてを決定する思想のこの特性においてのみかよくな普遍妥當性に適している。

この方法の遂行に當つては、尚解決すべき二つの考慮が残つてゐる。

一つには、社会生活——その時間的進歩と変遷を歴史は處理せねばならないが——其の條件付けの仕方は、意識のそれ以上の現われの歴史に対し、——内的純粹性の意味における道徳的判断及び学問と藝術の活動その他の種々の可能性に對して、どういう関係にあるかが問われる。我々の精神的所有物のあらゆる対象に就き多かれ少なかれ遂行された方法でその特殊性の歴史が与えられ得ることとは疑いない。

然しその場合、一つの組織的に必然的に分離した仕事の個別化にはまりこむにとどまる危険がある、即ち、人間の歴史の全体がその條件付ける本質において把握されるべきであるとすれば、我々は一つの共同体的基礎を必要とする。然しその基礎は、人間の共、同作用 (Zusammenwirken) 以外の何ものにも在り得ないのであって、その大地の上において初めてあらゆる即目的に論議せらるべき人間の能力の歴史的形成が可能と思われる。

この場合における最後の考慮は、歴史家の実際的作業とそれに対することで採り上げられた歴史の統一、それ自身の意義と關係する。ここで注意しなければならないことは、歴史的研究の基礎的方法として先ず目的論的、分析的、実験的研究の三つの教え方のみを投入しなければならないということである。(§175) それらに依つて限界付けられた特殊性は、事件の時間的経過において取り出され説明される。あらゆる人間の歴史的体験を無條件な統一において把握し得る韁帶の如何を問う時に初めて我々は共同社会的意欲の條件付ける思想に、純粹共同体の理念に突き當る。

かくて歴史の統一は、實際の出来事の統一的方法においてではなく、前者を照射し精神的に支配するその方面への統一的な秩序、

付けと方向付けの方法に在る。

## II、進歩

### §178 進歩の概念

歴史の合則的な観察は、歴史的事件の多様性を統一的に整序し、従つて社会的理想的観点に依り判断する一つの公式的な可能性を意味する。ところで人間の努力と行為の客観的な歩みに就て尚何等かのものが時代の変遷において取り出され、それ故人間性があの合則性へ実際に方向付けられそれに従つて徹底的な處置をするだろうか？この点において改善への進歩或は悪化或は又向上したり減損したりして全体的に存続する停止が期待されるだろうか？

この屢々揺れ動いて來た問題に近づくためには、先ず人類の進歩とは明確に觀念すれば何を意味するかを、解釋することが必要だろうし、それから（§179）どこまでその実現を期待してよいかを検討すべきであろう。

個々の限られた観察の対象に制限している限り、いつも特別の場合には今しがた提起された問題に答えさせられる、少なくとも從来の歴史を展望し得る限りである。それから往昔の技術の状態を後々のそれでないのに気がついて、双方に共通な目的決定に依り、その都度到達し適用された手段の適切さで比較することによって、今や両者に就いて判断を下す。しかし人類の進歩の思想は決して個々の目標における技術的な完成の寄せ集めによつては充足されない。進歩は別のこと、外的快適さと享益の向上以上のことのことを意味する。進歩は正しい意欲と言う意味での向上したその本質における完成という課題に在る。

この意味は、この点に就き行はれたあらゆる観察に必然的に含まれている。その後をついて行けば、素材的に新しいものは見出せないだろうし、何らかの道徳的要求は尚更立てられないだろう。理論的な教理の使命も亦、この場所、即ち、事實上現存する思想内容に就き批判的な意識において明らかにすること、そこへ向うだろう。

このことが行われないで、ある標語の後ろに保壘を築いて守るという危険は、こゝで指摘された研究においてはしばしば身近に考えられる。その場合には、しば～～、求められた最高の原則の表面的な模写としての、発展 (Entwicklung) という表現で満足していた。

然し発展という言葉は、二つの意味を持つてゐる。即ち、1、或る対象の生成、例えばローマ帝国の発展、現代の抵當権の発展、英國貿易の発展。2、ある目的思想 (Zweckgedanken) の適合性。前者は一定の変化の時間的経過を見ているだけである、後者はより下の状態からより上位の状態への向上を発展として捉えている。歴史的進歩如何の問題はこの後者の考察に属する。それは前述の箇所 (§177) で決定した意味における人間の歴史の全体へ眼を向けてゐる。

ここから生ずることは、歴史的発展の指示は、こゝで提示されている課題が未だそれ自体何らの解決を与えていないことである。歴史における進歩の概念にとつて必要なことは、大なり小なり個々的に生ずることを共同の條件づける思想の目標点において確立し得んが爲に、あらゆる歴史的な出来事を統一的に方向付ける根本思想に復歸するということである。

今やこの統一的な歴史の根本思想は、純粹共同体 *reinen Gemeinschaft* の理念に向つての方向付けに在る。従つてその絶えずより強くなる確証に、人類の進歩と稱し得る資格の在るその可能性が存在する。

政党的綱領に頼ることは、勿論、こゝでは助けになり得ない。(§174) けれどもそれは何よりも発展の究極的目的が法の所属者達の外面向的等置に在るかのような誤謬を避けることである。寧ろ正義衝平と平等は同一物ではないということが (§171; vgl. E93 Nr. 3) 繰り返し強調される。

正義衝平の目標は、人々の社會生活への正しい意欲の課題の指示である。従つて人間性の進歩は、人間の意欲の正しさが常によりしば～～そして常により確かに表現され遂行されるに至るということ、その点に在る。個々の人間にとつて眞の進歩が彼の正しい認識と意欲における完成にのみ置かれているように、人間の共同生活にとつても同じ思想は、歴史的に捉えられた條件性を純粹、共、同体の理念に向つて絶えず意識的に指導するといふことに在る。

## §179 正しさの勝利

人類の進歩の概念がどういうところにあるかという問題とは異なり、それに続く考察は、実際の結果も亦あの思想に導かれるという如何なる保障が在るか、ということである。

この点に就き先ず前提となるのは、法の状態は一般的に遂行されるということに在る。蓋し、人々を結合する意欲の法的性質は、可能な社会的合法律性の條件であるからである。(§107) 單なる慣例的な共同生活の方法は、不充分であり、恣意的な権力はある目標に矛盾する、何れも單なる主觀的にとどまる欲求の整序にとどまるのであって、客觀的にとどまる法秩序を、達成するのにふさわしくない、進歩の思想が初めて実現せしめられるのは、その客觀的法秩序の構築においてである。こゝではその際人間存在の全体に眼が向けられる。若干の法秩序が互いに分離されているのでは十分ではない。それらは再びおのずから法全体の下に結合され、何となばこれらはそれ自体において無限界性の標識を身につけているのであって、人間が出会うところでは到るところで課題として介入する。至るところで法の概念を実証し得べき可能性に、永久平和の希望が結合された。

けれども十分な法思想の遂行にあつても亦、現実の状態においては外的静穏が無條件に保障されることはないということは初めから明らかである。法的意欲は、單に人間の意欲の特別な種類として獲得されたその特性においてみずからそれを保障することはできない。それと共に寧ろ可能な違法の思想が同時に置かれている。(§111) そして人間存在が、條件付けられていることでは、それは決して適用外ではあり得ない、いつも毎度違法の努力が現われ得る。その場合通用性を持たない法にそれを得させることが試みられねばならない。更に法思想が最も遙かに伸張している場合にも、その実現の爲には力(Macht)が必要であるということが指摘される。

扱て(§70) 強力に遂行されるべきある特別な世界法(§138)に成功すると假定せよ、しかしそれだけでは未だ進歩に対する危険は生じない。例えば積極的に形成された国際聯盟によつて配慮され遂行される正しくない法もあり得る。従つて社会状態は法の

概念に相応しているが、未だそれが法の、理念によつて導かれるそういう安定性が無いという事情が在る。

上述の問題が依つて以て肯定される学術的証明はもたらされていない。又この点においては種々の樂觀主義と悲觀主義の推測が結び付いている。前者は歴史における正しいことの勝利の信仰であり、他方はその反対である。しばく上へ行きそれから逆戻りし全体的にはすべてが古い点にとどまつてゐるという意見も見出される。

然し、常に一層頻繁なそして絶えず一層確實な正しい人間の意欲へ向つての究極的向上を必要とする根據は何ら存在しない。何とならば、兜に角正しいことへ向つての性向が普遍的現象として到る處で繰り返されて現われているということを、あらゆる觀察が示しているからである。何と言つても誰もが己れ自身を前にして言いわけをするだろう。彼は良心の声に対し、言いわけをしたり責めたりする独自の思想に直面して身を守ろうと骨を折る(88) そして結局誰もが、原理的な定礎の意味で、外に向つて身を正そうとしよう。彼が善知識に対するかよな装いをする場合、彼は事実上、人間の意欲に対し視点として仕える原則的正當性の要求の前に最も深く身を屈めてゐるのである。

かくて正しい結果への全体的性向に組みする推定が語られる。それは、先ずある個々の人の特別な行爲から引き出されたり或は限られた歴史的出來事において現わることを要せず、人間生活全体における圧倒的衝動として現われている。

従つて又眞の安定した進歩が今や生成するとすれば、それは思想の清算と確固たる永続的な意欲においてのみ生じ得る。正しさへの遠慮のない献身が必要である。

あらゆる学術的解明は常に正しいことの可能性を指示しているということ——人はそれを学術が証明できないことに服従しなければならないということ、それを確認することが、今やここで大いに又歴史の統一性のために反覆されねばならない。あの(正しいことへの)献身とその遂行にとつて新たな課題が生ずる、その追及と解決は宗教的感覺に歸着する。とどのつまりそれは一層進んだ展望へ導く。

## §180 完結の探求

社会的な問題に対する宗教の立場は、ある特別な共同作用におけるまさに客観的な正しいことの実現の爲の、愛の教理 (Lehren von der Liebe) としての其の介入に盡きるものではない。宗教は隣人に対する正しい態度の実証の爲の單なる補助手段とは異なるのであってそれ以上のものである。宗教はその使命において独自の存在であつて、あらゆる社会科学の基礎としての法哲学との関係のより正確な觀察を必要とする。

その際二つの欠陥と誤謬を避けるべきである。多くの人が人間の社会的存在に就てのあらゆる命題を宗教的体験から取り出したがる、彼等は法哲学の独自の意義を争う。他の者は唯社会理論を認識するのみで宗教の問題は全くこれを放棄している。

1. 宗教はその本質的特性において個々の人間に呼びかける。それは完全さと聖なるものとの関係へ向うし、神と異なること或は神との共通性へ向う。(訳註、この考え方は民族的、国家的宗教には當嵌らない) それに対して社会的な問題は、種々の人間の條件付けられた目的の結合に関与しなければならないし、独自の性質の意欲にかかるのであつて、それに原則的、正當性の課題が適用される。従つて若し誰かが専ら宗教的体験を考えているとすれば、彼は人間の社会的存在の概念には決して到達しない。又、社会的実存の概念は必然的な思想である。それは多くの人間が互いに存在するという事実と共に不可避的に存在している。その場合彼等の目的と彼等によつて把握された手段が、相互的関係に置かれるのは避けられない。それは必然的である、所与の場合においてそれ以外には考え抜かれていなかつたらである。(§34) 従つて結合する意欲の概念が不可缺なものとして導入される。(§31)

人間はあらゆる組織なしに、愛 (Liebe) から行動し得るし行動すべきであるとしば〳〵考えられている場合、分り易く言えば、隣人愛の意味における献身は、他人による圧迫や強制或は全く技術的に形成された條項や外的な規約に全く從わず、神命に対する自由な服従から行われるべきものであるといふことを云い得るに過ぎない。それに反して、誰かが愛に満ちた感覚で隣人を助ける

場合には、そこには常に結合する意欲或は社会的な意欲が存在している。

我々はこの思想傾向を全く避けることはできないのであるから、その特性を明らかにしそれに対して標準的な正しい社会的意欲の原則を批判的に考察することは義務である。

2. 社会生活に関する学問は、結合した諸努力の統一へ向つて行き、それらの内容的調和を目指している。それは時間と空間において生成する諸現象の統一的な把握として、自然科学と並び存している。両者に共通しているのは統一への性向である。然しそれらの何れもが統一へ向つて精力的に努力するがそれと共に両者は互いに分かれている。それらのそれそれにおいて探求は何故か(Warum)を追跡して行くだろうが、この何故かの語は、何に依つてか(Wodurch)と何の爲にか(Wozu)と云う二つの異なる問題といつも重なり合っている。(§25) あらゆる学問の原初的根據である、完全な統一へ向つて觀察しそれへ迫ることは、研究を持続する場合、双方の領域の一つにおいてのみ満されないでいるのではない。

人間の觀察と探求のすべては、向目的に閉鎖されたそれらによつては決して充足され得ない。目的に関するあらゆる論議は、手段を見廻す、そして手段は選擇せらるべき原因である。従つて因果の問題を全く無視することは決してうまくは行かない。然しうつに迫られての分業においてのみならず、その全体の原則に従つて、諸現象において原因となる変化の問題に自己制限することができる場合には、やはり真理への意思が必要である、そして導入された人間の意欲の思想行程と共に、直ちに意欲の可能性とその内容の合法性をよく考えるべき課題が始まる。

実際、それぞれ向目的に採り上げられた二つの分離された部分の完結も亦、根本的には不完全さを提供し得るのみである。人間に對してどこからどこへ(Woher und Wohin)の謎を解くそれほど正確な自然探求は未だ決して無い、一目的と手段の可能な合法性的のあらゆる学術的な論議は、不幸と悲哀において或は他人の不當な悦楽の場合にも亦現われる何の爲に(Wozu)の全体如何の気がかりな問題を前にして沈黙する。こゝでは誰にも、神的な配慮の歸結による完全な設定、指導、方向付けへの信頼が缺けており、その生命と存在の完全な統一への道は、ばらくで全く不満足にとどまる。

或は又彼は限られた権力の單なる対象として自覺し、それをマスターし支配しようとする試みもなしに、あちらとこちらに振り廻されようとしているのではないか？然しそのような意図の最初の部分にはすでにそれ自身のうちに内的矛盾が含まれていて、意欲 (Wollen) と單なる生成 (Werden) とが同時にそれ自身において指称されているからである。又その場合實際のところ話しも何等かの態様の目標と努力を放棄しないだろう、即ち如何にして或る者が持つてている意欲により、ある歸結が見出され得るのか？

この矛盾から人間の印象と努力の學術的考察は決して救済されない。“汝爲し能う、汝爲すべきなればなり”と云う單なる公式、その逆も亦は、疑問を解決しない、即ち、それは正確に考えれば、争いのある問題を、それに答えることなしに、繰り返しているに過ぎない。

従つて人間の存在の質料 (Materie) から科学的出発をし、それから意欲の内容を向自的にそして法的に決定された社会生活において合法的に形成すべき課題に到達するさような方向へ人間の歴史がもたらされたとすれば、まともなそして條理の立った熟考に在り得ない。

歴史的啓示でのあらゆる信仰的意味の伝承から解放されようと骨を折ることが益々鋭くなればなるほど、益々、人間の運命に関する完全な攝理への献身として表明された宗教の根は、決して根絶されないと益々強く洞察しなければならないだろう。何となれば、それのみが、彼が彼の時代に獲得しようとして引き出した無條件な統一を彼の独自の熟慮が叶えてやる」ことができるからである。

かような完全な歸結への探求に、法哲学の教理も亦導く。それ自身に歸した課題は、それで終りになる。

### 訳者あとがき

この和訳の原書は、Lehrbuch der Rechtsphilosophie von Rudolf Stammler Professor an der Universität Berlin. Zweite, durch einen literarischen Nachtrag Vermehrte Auflage (Berlin und Leipzig 1923) Walter de Gruyter & co. である。原註は省略し本文のみ粗訳した。訳註も省略した。シュタムラーの法哲学の概要を知れば足ると思つたからであり、原註の夥だしい資料の展示は、私にとって興味がなかつたからである。法哲学は私の専攻分野ではないが、憲法の基礎研究として國家の研究をしなければならないから、それとかかわりがある法哲学の著書に就ても、これまでいろいろ拝見して來た。然しシュタムラーのこの法哲学綱要ぐらい難解な著書は無かつた。表現の仕方が緻密ちみつであるが、カント哲学のよつに難文なんぶんであつて分りにくい。綱要とあるから、ベルリン大学における法哲学の講義に使つた教材と思われるが、学生たちにはよく理解できなかつただろう。シュタムラーは新カント派の法哲学者と見られているが、和訳しながら何を云つてゐるのか理解しかねた箇所が少からず在つた。誤訳、拙訳もあるかもしれないが、できるだけ原文に忠実に訳してみた。

私がシュタムラーの法哲学に興味を持つたのは、それを拾い読みしているうちに、カント哲学の個人主義的・コスモポリタン的性向から離脱して、むしろフィヒテの哲学的国家社会主義への方向を表明しているし、カール・ロートベルツの社会哲学の思想的影響を受けているなど、思つたからである。例えば彼の“社会経済”という言葉は、ロートベルツが経済学史上初めて使つた言葉であるし、彼のマルクス批判（経済学批判序文における社会構造・社会革命の理論に就ての批判）、経済が法を規定するのではなくて、法が経済活動の前提であるという考え方も、ロートベルツの社会哲学の影響を受けている形跡が認められたからである。ロートベルツの思想体系の研究には約一十余年の歳月を費やしたが、彼のまさしく学問の変革、即ち哲学及び経済学の革命と云つてよい哲学史及び経済学史上画期的な業績を知り得ている者は、我が国においては、一人も居ない。まさしく“思想の貧困”、“哲学の貧困”と言つてよいだらう。

（平成十六年六月十五日 A. D. 2004. June. 15）